

平成28年第5回宮古島市農業委員会総会 議事日程

1) 会議の日時 平成28年5月20日 金曜日 14時00分

会議の場所 上野庁舎 1階大会議室

2) 出席状況 委員数 27名

3) 議決の事項

日程第1 議事録署名委員及び会議書記の指名について

12番 川 満 里 志 委員 13番 下 地 博 和 委員

日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について

日程第3 議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
(賃借権の設定)

日程第4 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
(所有権移転)

日程第5 議案第4号 農用地利用配分計画案に関する意見について

日程第6 議案第5号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第7 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第8 議案第7号 非農地証明願について

日程第9 議案第8号 別段の面積(下限面積)の設定について

平成28年第5回宮古島市農業委員会総会 会議録

1. 開催日時 平成28年5月20日 金曜日 14時00分から16時47分

2. 開催場所 上野庁舎 1階大会議室

3. 出席委員 (27人) 委員数 (30人)

4. 欠席委員 (3人)

議席	氏名	役職	出席	議席	氏名	役職	出席	議席	氏名	役職	議席
1	與那覇盛徳		○	11	芳山 辰巳	職務代理	○	21	濱川 清重		○
2	長濱 国博		○	12	川満 里志		○	22	池間 藤夫		○
3	砂川 博一		×	13	下地 博和		○	23	上里 弘		○
4	喜屋武 隆		○	14	奥浜 健		○	24	佐久田寛勇		○
5	田名 和彦		○	15	砂川 栄徳		○	25	川満 盛幸		×
6	仲里 敏夫		○	16	下地 泰斗		○	26	前泊 芳男		○
7	仲里 長造		○	17	玉元 正助		○	27	新里 光徳		○
8	大浦 敏光		○	18	友利 光徳		○	28	前泊 恵		○
9	上地 洋美		○	19	下地 博次		○	29	渡真利 等		○
10	瑞慶覧健一		×	20	久志 盛一		○	30	野崎 達男	会長	○

5. 議事録署名委員

議長 野崎 達男

12番委員 川満 里志

13番委員 下地 博和

6. 職務のために出席した者の氏名

局長 下地 明

次長 上地 寿男

次長兼農政係長 川満 秀盛

農地係長 川満 邦弘

主査 豊見山 徹

調整官 下地 一史

開 会 14時00分

閉 会 16時47分

8. 会議の概要

平成28年5月20日

開会： 14:00

議長 ただ今から、平成28年第5回宮古島市農業委員会総会を開催いたします。
出席委員は27名で、定数に達しておりますので、宮古島市農業委員会会議規則第11条により総会は成立しております。本日、3名の欠席の旨通告がありましたのでご報告いたします。

議長 それでは、日程第1議事録署名人及び会議書記の指名ですが、宮古島市農業委員会会議規則第14条に規定する議事録署名人を、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

《異議なしの声あり》

議長 それでは、12番：川満里志委員、13番：下地博和委員にお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の豊見山徹氏を指名いたします。

議長 それでは、日程第2議案第1号「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について」を議題としますが、会議の運営上、有償移転、使用貸借権、無償移転の順に説明と意見を求めたいと思いますがよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 それでは、議案第1号中「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請（有償移転）について」を議題といたします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請（有償移転）は18件でございます。まず、受付番号1番から18番までの説明をいたします。

【議案第1号、受付番号1番から18番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

受付番号1番から18番までは、議案書14ページから31ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足の説明をお願いいたします。

1番委員 受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、中添道の十字路を福山方面へ約100メートル行った左側にある路地を入ったところに位置します。
現在は、サトウキビが植え付けされています。

4番委員 受付番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、宮原にある私（喜屋武）の牛舎南隣に位置し、くぼ地になっています。現在は、ネピアグラスが生えており、排水が悪い状態です。申請人は、申請地の隣に草地及びサトウキビ畑を有しておりますが、申請地を排水も含め整地して、草地の規模拡大を図る予定です。

5番委員 受付番号3番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、西中の東側にある坂の中腹を右へ約400メートル行くと仲原鍾乳洞につきあたります。その東側に地下ダムの工事現場が有り、フェンス沿いに東に行くとつきあたり右側に位置します。現在は、サトウキビの収穫あとで、申請人は、母親と共にサトウキビ栽培を頑張り

たいという事です。

23番委員 受付番号4番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、保良の教会近くに位置し、現在は休耕地になっており、面積も小さいため、取得後は野菜等を植える予定です。

13番委員 受付番号5番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、上野中学校から新里集落向け、集落入口右側にある新里第2団地の南へ約150メートル行った左側に位置し、現在はサトウキビが植えられています。申請人は、ハーベスターやカブだし管理機等を稼働し、地域のサトウキビ栽培活動に取り組んでいます。

18番委員 受付番号6番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、新城海岸から保良向け約200メートル行った北側に古い馬小屋があり、その周辺に位置し、現在は土地改良されて換地も終わっており、サトウキビの夏植えの準備をしています。

19番委員 受付番号7番・8番について、現地調査の結果を報告いたします。
7番の申請地は、JA下地給油所の近くに上地公民館があり、その裏手にある申請人の住宅の南側に位置しています。申請人はイモ組合の会長をしており、長年イモ栽培をしています。今回の申請地もずっと使用しており、所有権移転をして今後もそこでイモ栽培を続けていきたいという事です。

8番の申請地は、城辺線沿いの鏡原自動車から宮原線を約1キロメートル下ったところにある十字路を左へ約50メートルのところのところに位置し、申請人が長年カボチャを栽培しており、現在はカボチャ収穫後の耕作地でした。今後もサトウキビ、カボチャ栽培を頑張りたいという事です。

21番委員 受付番号9番から14番について、現地調査の結果を報告いたします。
9番の申請地は、福山の西にある十字路を北へ約500メートル行って右折し、そこから約600メートル行くと左側に舗装されていない道路があります。そこを約500メートルほど上がると左右に位置しており、草地やサトウキビ畑となっています。申請人は、所有権移転後はサトウキビの夏植えから始めていきたいということです。

10番の申請地は、徳洲会病院を左に見て、久松方面へ約400メートル行くとT字路があり、大きな葉の街路樹の手前左側に位置し、現在はサトウキビの夏植えがされています。申請人は、今後もサトウキビ栽培を頑張りたいという事です。

11番の申請地は、伊良部大橋を渡って佐良浜方面へ約200メートル行った右側に位置し、現在は砕土されています。周囲をギンネムに囲まれており、いい防風林になっています。

12番から14番の申請地は、11番の申請地から伊良部方面へ約750メートル行った右側に舗装された道路があり、それを約200メートル上がった右側に舗装されていない道路があり、その左右に位置しています。現在はサトウキビの夏植えがされており、雑草が茂った場所は申請人が砕土するという事でした。今後はサトウキビ栽培の規模拡大を予定しています。

23番委員 受付番号15番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、久松集落海岸沿い道路を南へ約800メートル行った左に位置し、以前は芝生地だったが、現在はきちんと開墾されています。申請人はサトウキビ栽培と野菜作りを頑張りたいという事です。

27番委員 受付番号16番・17番について、現地調査の結果を報告いたします。
16番の申請地は、県道190号線、新里－平良線沿いの高田駐在所近くの十字路を左へ約200メートルのところに位置し、現在はサトウキビの収穫後のカブだし管理がされています。

17番の申請地は、県道190号線、平良－新里線沿い右側にある老人介護施設（アットホームこころ）から東へ約300メートル行ったところに位置し、現在はサトウキビの収穫後のカブだし管理がされています。

29番委員 受付番号18番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、宮古地区トラック組合事務所から西へ約400メートル行ったところに位置し、現在はサトウキビの収穫後であり、今後はパイナップル栽培を予定しています。今回の申請地は、申請人の所有地と隣接していることもあり、購入を希望しています。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第1号中「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請（有償移転）」受付番号1番から18番までについて、原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に、議案第1号中「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請（使用貸借権）について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請（使用貸借権）は、4件でございます。
まず、受付番号19番から22番までの説明をいたします。

【議案第1号、受付番号19番から22番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

受付番号19番から22番までは、議案書32ページから35ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足の説明をお願いいたします。

2番委員 受付番号19番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、松ヶ原ゴルフ場近くの四差路を斜め左、空港方面へ行くと空港フェンスに突き当たります。そのフェンス約100メートル手前左側に位置し、現在はサトウキビの夏植えがされています。申請人は、耕作機械等も揃えており、これから農業を頑張りたいという事です。

5番委員 受付番号20番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、高野漁港入口から城辺方面向け東へ約650メートル行った南線の3節目右角に位置し、現在はサトウキビの収穫後のカブだし管理が行われています。申請人は母親と共にサトウキビ栽培を頑張っています。

13番委員 受付番号21番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、受付番号5番と関連しています。上野中学校から新里集落向け、集落入口右側にある新里第2団地を右折して約150メートル行ったところに位置し、現在はサトウキビの夏植

えがされています。申請人は、地域のサトウキビ栽培活動に積極的に取り組んでいます。

- 15番委員 受付番号22番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、棚根集落から来間向け、来間大橋を渡ったすぐのカーブ上り坂の頂点あたり左手に位置し、現在はアロエベラが栽培されています。申請人は、上野宮国にあるアロエベラ工場に出荷を予定しており、今後も規模拡大を図りながら、アロエベラ栽培を頑張っていくという事です。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第1号中「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請（使用貸借権）」受付番号19番から22番までについて、原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に、議案第1号中「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請（無償移転）について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

- 事務局 今月の農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請（無償移転）は、11件でございます。まず、受付番号23番から33番までの説明をいたします。
【議案第1号、受付番号23番から33番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】
受付番号23番から33番までは、議案書36ページから46ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

- 14番委員 受付番号29番について、譲渡人（高江洲盛栄さん）の経営面積が全て0となっていますが、申請地の面積はどこを確認すればよいですか。

事務局 譲渡人の経営面積が0となっているのは、現況地目が宅地となっているためです。農地台帳では畑となっており、筆別票も今回の申請面積のとおりですが、システムの集計処理上、うまくリンクできていないため0となっています。システム上のエラーという事でご理解いただきたいと思います。

議長 ほかに質疑あればこれを許します。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第1号中「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請（無償移転）」受付番号23番から33番までについて、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
日程第2議案第1号は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、日程第3議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権の設定）の承認について」を議題とします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地利用集積計画（利用権の設定）は、13件でございます。
まず、受付番号1番から13番までの説明をいたします。

【議案第2号、受付番号1番から13番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

1番委員 受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。
農地の所在は、下崎集落と成川集落の間に土地改良された場所があり、近くにあるナリフク養鶏場から北へ約150メートルの所に位置し、現在はサトウキビ収穫後でした。

5番委員 受付番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。
農地の所在は、上区公民館から東北へ約300メートルの所に位置し、現在は今期サトウキビの収穫後でした。周辺農地は、来期収穫予定のサトウキビ畑が広がっています。親子間の利用権設定です。

9番委員 受付番号3番について、現地調査の結果を報告いたします。
農地の所在、東島後原地区は、ティダファームのビニールハウスから北へ行った最初の十字路を左折し約500メートル行った所にある牛舎の北側に位置し、現在はサトウキビのカブだし管理されています。
西表地区は、ティダファームの西隣に位置し、現在はサトウキビの夏植えがされています。
島後270～273-1までの地区は、ティダファームを東へ、3番目の十字路を右折し約200メートル行ったところにあるゴーヤーハウス手前に位置し、現在はカブだし管理されています。
島後283-13の地区は、ティダファームを東へ、2番目の十字路を右折し約500メートル行った所に位置し、現在はカブだし管理されています。その他の地区は、集落内にありました。
申請人は、2年ほど前からキビ作をしており、カブだし管理等を受託しながらサトウキビ栽培を頑張っていくという事です。

13番委員 受付番号4番・5番について、現地調査の結果を報告いたします。
4番の農地の所在は、下地陸上競技場北側の道路を西へ約200メートル行った右手に位置しており、親子間の利用権設定です。
5番の農地の所在は、上野小学校と中学校の間にある交差点を北へ約300メートル行った2つ目の交差点の東側に位置しています。こちらも親子間の利用権設定です。

14番委員 受付番号6番について、現地調査の結果を報告いたします。
農地の所在は、宮古製糖城辺工場から北へ約500メートル、通称「加治道基幹農道」沿いに位置し、親子間の利用権設定です。

23番委員 受付番号7番について、現地調査の結果を報告いたします。
農地の所在、東長原地区は、西西にある煙突西側の道路を西底原向け約700メートル行った左手に位置し、現在はカブだし管理されています。

中山底（1146-1、1180-4）地区は、西西にある煙突から南へ約500メートル行った所にある住宅南側に位置し、現在はカブだし管理されています。

中山底（1183-5）は、上記場所から約200メートル行った上区線を上った右手に位置し、今期夏植えを予定しています。

中山底（1198-2）は、道路を挟んで（1183-5）の西側に位置し、現在は夏植えがされています。

26番委員 受付番号8番について、現地調査の結果を報告いたします。
農地の所在は、伊良部牧山公園に隣接する宮古島市上水道タンクから約300メートル西へ行った大きな十字路を宮古製糖伊良部工場向け約300メートル右端に位置し、現在はサトウキビの収穫後で、天気が回復次第、夏植えの準備を予定しています。

28番委員 受付番号9番・10番・11番について、現地調査の結果を報告いたします。
農地の所在は、長山の展望台を右に見て集落向けに行くと鉄塔があり、そこを左折して約500メートルいった所にそれぞれ隣接して位置し、現在はカボチャが栽培されています。周辺はサトウキビ畑が広がっています。

事務局 受付番号12番・13番について、現地調査の結果を報告いたします。
12番の農地の所在は、参考資料議案第2号の1ページ、2ページを、13番の農地の所在は、参考資料議案第2号の3ページ、4ページをご覧ください。両地とも現在はサトウキビの収穫後でした。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

5番委員 受付番号7番について、利用権を設定（移転）する方の砂川徹さんは既に亡くなっていると思いますが、亡くなった方も利用権設定できるのかどうか説明をお願いします。

事務局 確かに、砂川徹さんは既に亡くなっておりませんが、2人の権利者の方々から同意書を頂いて設定しています。

6番委員 受付番号4番について、受付番号7番と同様の質問内容になりますが、こちらも説明をお願いします。

事務局 受付番号4番についても、設定者の仲里清良さんは亡くなっておりませんが、3人の権利者の方々から同意書を頂いて設定しております。

9番委員 受付番号4番、6番、7番の様に同一世帯の場合、以前は移転する側、受ける側ともに同一面積を記載していたと思いますが、今回の申請は経営面積が同一ではありませんが、その説明をお願いします。

事務局 おっしゃるとおり同一世帯であれば同一面積で記載されますが、同じ住所であっても2世帯住宅や世帯分離の場合は、それぞれの所有面積として記載されますので同一にはなりません。今回の申請もそのような状況が見込まれますので、ご理解いただきたいと思います。

9番委員 資料作成時に住民票の確認はしていますか。

事務局 受付番号4番、6番、7番ともに同一世帯ではないことを確認しております。
ちなみに、受付番号4番の仲里清良さんと受付番号7番の砂川徹さんは死亡により除票となっておりますので、同一世帯とはならないことを申し添えます。

議長 ほかに質疑があればこれを許します。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権の設定）の承認について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、日程第3議案第2号は原案のとおり決定いたします。次に、日程第4議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地利用集積計画（所有権移転）は5件でございます。まず、受付番号1番から5番までの説明をいたします。

【議案第3号、受付番号1番から5番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

1番委員 受付番号1番について、現況調査の結果を報告いたします。
農地の所在は、中添道の十字路から西へ約150メートル行った右側に位置し、現在はサトウキビが植え付けられています。

9番委員 受付番号2番について、現況調査の結果を報告いたします。
農地の所在は、JA下地支店東側道路を南へ行った所にある民宿の南側の十字路を左折して約100メートル行った右側に位置し、現在はサトウキビの春植えがされています。申請人は夫婦でサトウキビ栽培を中心に頑張っております。

12番委員 受付番号3番について、現況調査の結果を報告いたします。
農地の所在は、東平安名崎入口から西へ約400メートル行った所に位置し、面積が小さいので苗床として使用するという事です。申請人は平良在住ですが、福嶺原料区でダンプカー運搬業をしながら、この地域で農業に従事しております。

21番委員 受付番号4番について、現況調査の結果を報告いたします。
農地の所在は、西添道のほぼ中央にある添道十字路を南東向けに約100メートル行った右側に位置し、現在はサトウキビの収穫後、碎土されております。周辺はサトウキビ畑が広がっており、申請人は今後もサトウキビ栽培を頑張っていくという事です。

23番委員 受付番号5番について、現況調査の結果を報告いたします。
農地の所在は、東平安名崎入口を右折手前約100メートルのところにあるブロックで囲まれた井戸跡の北側に位置し、現在はサトウキビが植えられています。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

2番委員 受付番号1番について、資料53ページの移転をする者（立津さん）の経営面積が90.7aとありますが、資料1ページの同人の経営面積は65.9aとなっております。どちらが正しい経営面積ですか。

事務局 筆別票で、現況が原野となっている場所があり、資料1ページの農地法第3条ではシステムの集計処理上その面積が省かれた65.9aの記載になっております。こちらもシステム上のエラーと思われます。資料53ページの農業経営基盤強化促進法では、原野も含めて全面積が記載されており、90.7aが正しい経営面積となります。

議長 ほかに質疑があればこれを許します。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(所有権移転)の承認について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、日程第4議案第3号は原案のとおり決定いたします。次に、日程第5議案第4号「農用地利用配分計画案に関する意見について」を議題としますが、12番川満里志委員は、宮古島市農業委員会会議規則第12条「議事参与の制限」に該当しますので、一時退席をお願いいたします。関係議案終了後に入室、着席して下さい。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農用地利用配分計画案は、2件でございます。まず、受付番号1番から2番までの説明をいたします。

【議案第4号、受付番号1番から2番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第4号「農用地利用配分計画案に関する意見について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、日程第5議案第4号は原案のとおり決定いたします。12番川満里志委員の入室を許します。着席して下さい。

議長 休憩します。

休 憩 15:18

再 開 15:30

議長 再開します。次に、日程第6議案第5号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第4条第1項の規定による許可申請は、2件でございます。まず、受付番号1番から2番の説明をいたします。

【議案第5号、受付番号1番から2番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

以上、計画書の内容は、議案書の許可基準適合表のとおり農地法第4条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から現地調査の結果ならびに説明をお願いします。

12番委員 現地調査の状況の前に現地調査の結果を発表いたします。今総会に付託される許可申請の現場調査を平成28年5月13日に行いました。調査委員は12番私、川満里志と13番下地博和委員と芳山会長代理、宮古農林水産振興センターから宜保主任、事務局から下地局長、上地次長の6人で行いました。

始めに、13時30分から13時40分まで事務局にて調査内容の説明を受け、4条2件、5条11件、非農地証明願2件、計15件の現地調査を13時40分から16時00分まで行い、16時10分から16時30分まで調査の内容の整理を行いました。特に違反は見受けられませんでした。それでは、4条申請について説明いたします。

受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。

現場の状況、申請地は東小学校近くに位置し、農地の広がりはない、宅地の広がりあり。農地の区分、10ha未満の連たん第2種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明をお願いします。

12番委員 受付番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。現場の状況、申請地は川満漁港北側約300メートルに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりなし。農地の区分、原野や2メートル程の段差で分断されたその他の第2種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。日程第6議案第5号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、日程第7議案第6号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第5条第1項による許可申請は、11件でございます。
まず、受付番号1番から11番までの説明をいたします。

【議案第6号、受付番号1番から11番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

以上、計画書の内容は、議案書の許可基準適合表のとおり農地法第5条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査結果ならびに説明をお願いいたします。

12番委員 受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は大浦漁港入口に隣接しており、農地の広がりなし、宅地の広がりなし。
農地の区分、原野や護岸等に分断されたその他の第2種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に、受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

12番委員 受付番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は東小学校近くに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり。農地の
区分、10ha未満の連たん近接の第2種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に、受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

12番委員 受付番号3番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は伊良部大橋から伊良部方面へ約300メートル行った左側に位置し、農
地の広がりなし、宅地の広がりなし。農地の区分、原野や1メートル程の段差で分断された第
2種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に、受付番号4番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

1 2 番委員 受付番号4番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は島の駅直売所南側約300メートルの所に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり。農地の区分、宅地等で分断された第2種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に、受付番号5番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

1 2 番委員 受付番号5番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は久松バイパス線にあるJA給油所裏側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり。農地の区分、宅地や原野等に分断された第2種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号5番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に、受付番号6番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

1 2 番委員 受付番号6番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は沖縄銀行社宅から南へ約100メートルのところに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり。農地の区分、宅地や原野等で分断された第2種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号6番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に、受付番号7番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

13番委員 受付番号7番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は气象台から久松中学校向け交差点西側約100メートルのところに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり。農地の区分、第2種中高層住居専用地域となっています。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号7番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に、受付番号8番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

13番委員 受付番号8番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は久松バイパス線にある「あずき屋」の裏約200メートルの所に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり。農地の区分、連たん近接の第3種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号8番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に、受付番号9番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

13番委員 受付番号9番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は市営馬場団地東側にある「さつきラーメン」近くに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり。農地の区分、第1種低層住居専用地域となっています。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

2番委員 参考資料50ページの表1の譲受人の氏名が間違っていないですか。

事務局 正しくは、国吉直哉さんです。こちらは申請書の差し替えになります。ご指摘いただきありがとうございます。

議長 ほかに質疑があればこれを許します。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号9番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に、受付番号10番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

13番委員 受付番号10番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は北中学校西側約300メートルに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり。農地の区分、連たん近接の第3種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号10番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に、受付番号11番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

13番委員 受付番号11番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地はトゥリバー入口から約400メートルの所に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり。農地の区分、宅地及び原野等で分断された第2種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

2番委員 休憩を求めます。

議長 休憩します。

休 憩 15：47

再 開 15：55

議長 再開します。

議長 ほかに質疑があればこれを許します。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号11番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
日程第7議案第6号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。
次に日程第8議案第7号「非農地証明願いについて」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の非農地証明願は2件でございます。受付番号1番から2番の説明をいたします。

【議案第8号、受付番号1番から2番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

以上、議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査結果ならびに説明をお願いいたします。

13番委員 受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、宮古島市葬祭場の北側に位置し、申請地を含む一帯が原野で、4メートル以上の雑木等で覆われており農地としての跡形がないことから、非農地相当であると判断いたしました。遊休農地B分類に該当します。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に、受付番号2番の現地調査の結果および説明をお願いいたします。

13番委員 受付番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、鉾山に隣接し、申請地を含む一部が岩盤で、農地に復元するのが困難な場所です。また、農用地内の農地ではありますが、今後、基盤整備等の予定もないことから非農地相当であると判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

7番委員 受付番号2番についてですが、鉾山法との関連はありませんか。

事務局 確かに、一部については鉾山法との関連があると思われませんが、そのいきさつについては曖昧です。現場としては、農地として復元するのはかなり困難であり、そのうち遊休農地として国から指導が入ることも予想されるため、県や市の農政課とも調整の上今回の申請となりました。

議長 ほかに質疑があればこれを許します。

2番委員 受付番号2番についてですが、参考資料13ページに、平成21年5月に農業経営基盤強化促進法による売買とあります。申請人は農業を試みるも諸々の事情により断念せざるを得なくなり、約8年経過して今回非農地証明願の申請をしています。所有権移転する際に、農業委員会は現場確認をしているはずであり、なぜ農業経営基盤強化促進法で許可が下りたのか理解しがたく、詳しい説明を求めます。

事務局 以前は、現況地目が原野である土地について遊休農地のままにしておくよりは、購入者が誠意を持って開墾する意思を示した場合、農地法3条もしくは農業経営基盤強化促進法で申請許可した案件もあったと思います。今回の申請地につきましても、当時そのような条件で取得にいたった案件であろうと推測されますので、その点を考慮していただきたいと思います。しかし、今後は農業委員会としても先月の総会でも確認したとおり、現場確認の際に原野や遊休農地についてはきちんと現状を見極めて判断していきたいと思いますのでご理解下さい。

2番委員 農地として現状復元するという条件で取得するわけですから、農業委員会も年月経過後その条件が遵守されているかどうか確認することも必要であると考えます。また、我々農業委員も各々が調査する案件についてしっかりと精査確認し、なるべく非農地証明願の申請がなされることのないように取り組んでいくべきだと思います。

議長 ほかに質疑があればこれを許します。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。次に日程第9議案第8号「別段の面積（下限面積）の設定について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案第8号「別段の面積（下限面積）の設定について」の説明をいたします。

【第6号議案 朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

2番委員 設定の根拠（1）についてですが、50a以上の農地を耕作している農家が全農家数の9割以上を占めるとありますが、50a以上と設定したのは我々なので当然のことであり、わざわざ根拠として示す必要はないと思います。（2）の遊休農地の割合については1.96%と低く、すばらしいと思います。

事務局 長濱委員は、長年農業委員として携わってきているので50aという下限面積は当たり前の事だと思えますが、新規就農者にとってはハードルが高いようです。できれば下限面積を20aか30a程にして欲しいという要望が何度も出されています。それに対する事務局の説明理由として、宮古島市の全農家の耕地面積の平均が50a以上であるということを伝えるため、このように文面で示しておりますのでご理解下さい。

2番委員 合併以前、下限面積の設定理由として、50a以下では農業経営が成り立たず経済的な面から許可しないと聞いたことがあるが、それも説明理由の一つとしてはどうですか。

事務局 確かに、以前そのような経緯で下限面積を50aに設定してありますが、農政課との調整により、マンゴーやニガウリ等の施設栽培に関しては、新規就農者175万円、認定農業者350万円の農業所得が見込めるであろうとして下限面積を30aに下げております。

議長 ほかに質疑があればこれを許します。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。日程第9議案第8号を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、日程第9議案第8号は原案のとおり決定いたします。以上で、本日の議案・報告の審議はすべて終了いたしました。

議長 この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

(委員会規則に基づく発言等)

宮古島市農業委員会会議規則第21条(委員の発言)

(発言なしの声あり)

議長 ご発言がないようですので、事務局より報告をお願いします。

事務局 4月の総会で長濱委員から依頼のあった一時転用状況調査について中間報告いたします。

【朗読説明、内容省略、別紙資料参照】

未調査の115件については、引き続き調査を行い報告いたします。また、期限終了後の復元完了報告書の未提出が多く見られますので、今後は徹底指導していきたいと思っております。

続きまして、2枚綴り「資料1」について説明いたします。

【朗読説明、内容省略、別紙資料参照】

このアンケート結果を受けて、沖縄県農業会議は解決の方向に動きつつありますが、宮古島市以外の県内38農業委員会中、21農業委員会しか回答しておらず、都市部の農業委員会や、極小農地であったり年間1・2件ほどの申請しかないような農業委員会は、今回の集落接続問題は取扱いが少ないようです。なので県内全体の農業委員会を対象とするのではなく、宮古島市の現状と似通った農業委員会を重点的に調査を行うのが理想であると思っております。

数日前に、宮古島市議会議長にも今後の要請活動について打診いたしました。後日、宮古島市長へもアンケートの集計結果を報告し、宮古島市としても集落接続問題の緩和に向けて取り組んで欲しい旨打診する予定です。近々、県の農政経済課長が来庁した際、市長を交えての話し合いを調整しており、この問題について宮古島市農業委員会としては継続審議していきたい旨を訴えていこうと考えておりますので、皆さんのご協力をよろしく申し上げます。

この集落接続問題について、18番委員からもお話があると思っておりますのでよろしく申し上げます。

18番委員 少しばかりお時間下さい。

4月に行われた総会で議論された内容を、友利さん(集落接続問題の当事者)にお伝えしたところ、3月議会においての会長及び事務局長の答弁は、積極性に欠けるのではないかと指摘を受けました。そのことを事務局長に伝えましたが、会長は常任委員会で話し合われた内容を説明している、という回答でした。確かに、国の決定事項であり、それに基づいて答弁していることは理解できます。5月の常設審議会では、第1種農地における集落接続問題の例外許可基準については議論を見守っていただきたいとの回答を得ました。

私が考えるに、このままでは我々農業委員の住宅の周辺地域も将来的に宅地として適用されるかどうか疑問であります。私は農村地域に住んでいますが、だんだんと衰退化しつつあることを日々感じております。

事務局長は3月議会において、市議会の動向を見極めながら要請行動をしていきたいと答弁しておりましたが、順序が違うのではないかと思います。市議会は行政のプロであり、農業委員会は農地法のプロであります。従って、先に農業委員会としての意見を集約し、行政に対して要請を行うべきと考えます。それを受けて、市議会として早急に陳情等を行っていただければと思います。

会長をはじめ事務局長、職員の皆様が、農業委員会における課題を柔軟に解決していただき、今後住みたい場所に住宅建築ができるよう、我々農業委員会も共に頑張っていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

議長 ほかに意見のある方は挙手でお願いします。

26番委員 休憩を求めます。

議長 休憩します。

休 憩 16:36

再 開 16:46

議長 再開します。

これまでの議論を踏まえて、宮古島市の実情を県に要請した方がいいという意見もございますが、皆さんはどのように思いますか。

11番委員 これまで常設委員会で話し合われた内容について、我々にとっては全く納得できるものではありません。今後も継続して議論を重ね、お互いの意見もきちんと主張しつつ宮古島市と同等規模の農業委員会の意見も取り入れながら要望していくべきと考えます。

議長 ほかに意見があれば挙手でお願いします。

議長 発言ないようですので、今総会に付議された事件の承認の結果が生じた条項、字句、数字その他の整理を会長に委任することにご異議ございませんでしょうか。

《異議なしの声あり》

議長 それでは、以上をもちまして、平成28年第5回宮古島市農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉 会： 16:47

平成28年5月20日

会 長 野 崎 達 男

12番委員 川 満 里 志

13番委員 下 地 博 和